

○石巻専修大学キャンパス・ハラスメント防止規程

平成26年4月1日

制定

改正 令和3年3月11日

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 キャンパス・ハラスメントの禁止（第3条）

第3章 キャンパス・ハラスメント防止委員会（第4条—第10条）

第4章 キャンパス・ハラスメントに関する相談業務及び措置（第11条—第20条）

第5章 雑則（第21条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、石巻専修大学（以下「本学」という。）におけるキャンパス・ハラスメントの防止及び排除を図ることにより、本学において修学し、又は就労する全ての学生、教職員等（以下「構成員」という。）の人格を守り、かつ、安全で快適なキャンパス環境を維持するために必要な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程において「キャンパス・ハラスメント」とは、相手方を差別的に取り扱うことにより不快感を与え、又は相手方を不当に取り扱うことにより人格を侵害し、若しくは不利益を被らせ、学修、教育、労働及び研究の環境を悪化させる行為のことをいう。キャンパス・ハラスメントには、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメントその他のハラスメントを含む。

2 この規程において「有識者」とは、キャンパス・ハラスメント問題について優れた識見を有する学内又は学外のカウンセラー、弁護士等をいう。

第2章 キャンパス・ハラスメントの禁止

第3条 本学の構成員は、その相互間において個人を尊重し、学修、教育、労働及び研究の良好な環境の維持に努めるとともに、いかなる形態のキャンパス・ハラスメントもしてはならない。

第3章 キャンパス・ハラスメント防止委員会

(キャンパス・ハラスメント防止委員会の設置及び構成)

第4条 本学におけるキャンパス・ハラスメントの発生を予防するとともに、これが発生した場合に適切な措置を講ずるための機関として、キャンパス・ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を設置する。

2 防止委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 本学の専任教員のうちから、学長が指名した者 1名
- (2) 各学部長
- (3) 各研究科長
- (4) 学生部長
- (5) 事務部長
- (6) 事務課長
- (7) 第11条第3項第3号に定める相談員

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 防止委員会に委員長（以下「防止委員長」という。）を置き、前条第2項第1号の委員がその任に当たる。

2 防止委員長は、防止委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 防止委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 副委員長は、防止委員長を補佐し、防止委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(成立要件等)

第7条 防止委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 防止委員長が必要と認めるときは、委員以外の者（学外の専門家を含む。）の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(防止委員会の業務)

第8条 防止委員会は、次の業務を行う。

- (1) キャンパス・ハラスメントの防止に係る情報収集、研修及び啓発活動に関する業務

- (2) キャンパス・ハラスメントに係る受付窓口及び相談に関する業務
- (3) キャンパス・ハラスメントに係る事実確認及び調査に関する業務
- (4) 学長への前号の調査の結果の報告に関する業務
- (5) 学長への第3号の調査の結果に係る意見具申に関する業務
- (6) 有識者への相談及び助言の依頼に関する業務
- (7) その他キャンパス・ハラスメントに関する業務

2 防止委員会は、前項の業務について、学長に報告するものとする。

(防止委員会の運営)

第9条 この規程に定めるもののほか、防止委員会の運営に関し必要な事項は、防止委員長が別に定める。

(事務局の設置)

第10条 防止委員会の事務局は、事務部事務課に置く。

第4章 キャンパス・ハラスメントに関する相談業務及び措置

(相談室の設置)

第11条 防止委員会にキャンパス・ハラスメントに関する相談室（以下「相談室」という。）を設置する。

2 相談室に受付窓口を設け、これに担当者を置く。

3 相談室は、次の者をもって構成する。

- (1) 室長 1名
- (2) 副室長 1名
- (3) 相談員 本学の専任教職員のうちから、それぞれ3名以内
- (4) 専門相談員 若干名

4 室長にあつては防止委員長が、副室長にあつては副委員長が兼務することとし、学長がこれを委嘱する。

5 相談員は、本学の専任教職員のうちから防止委員長が指名し、学長がこれを委嘱する。

6 防止委員会が必要と認めるときは、専門相談員として学外の専門家を配置することができる。

(相談室の業務)

第12条 キャンパス・ハラスメントに関する相談は、キャンパス・ハラスメントを直接受けた者のほか、当該者から依頼された者又はキャンパス・ハラスメントを見聞した者も行うことができる。

- 2 キャンパス・ハラスメントに関する相談を受け付けた場合は、相談室の担当者は、その相談者又は関係者に事情を聴くことができる。
- 3 相談室の担当者は、前項の事情を室長に報告しなければならない。この場合において、室長は、その内容を防止委員会に報告しなければならない。
(防止委員会の対応)

第13条 防止委員会は、前条の相談に対し、適正な手続にのっとり、適切な措置を講ずるものとする。

(調査委員会の設置)

第14条 前条の規定による措置を講ずる場合で、防止委員長が必要と認めるときは、調査委員会を置くことができる。

- 2 調査委員会は、案件ごとに設置する。

(調査委員会の委員長及び委員並びに任務)

第15条 調査委員会の委員長は、防止委員長が指名する。

- 2 調査委員会の委員は、2名以上とし、防止委員長が防止委員会の委員のうちから、教員及び職員の区別並びに委員の性別に偏りが無いよう配慮して指名する。
- 3 防止委員長は、必要に応じて、調査委員会の委員に有識者を加えることができる。
- 4 調査委員会は、関係者への事情聴取その他の調査を実施し、防止委員長及び防止委員会にその結果を報告する。

(懲戒処分等に関する意見具申)

第16条 防止委員長は、前条第4項の規定による報告を受けた場合であって、防止委員会がその関係者に対して懲戒処分又はそれに準ずる措置（以下「懲戒処分等」という。）を講ずることが適切と判断したときには、その内容を付して、学長に意見を具申する。

(懲戒処分等に関する意見具申以外の措置)

第17条 防止委員長は、前条の措置を講ずるに至らない場合であっても、必要があるときは、関係者に対して口頭又は書面による注意を行うことができる。

- 2 前項の注意の決定に当たっては、防止委員会の会議において、決議するものとする。
- 3 前2項の規定による注意を行った場合には、防止委員長は、学長にその報告を行う。

4 防止委員長は、原則として防止委員会の議を経て、教育上又は就業上適切と認める措置について、学長、学部長、所管長その他の関係者に協力を要請することができる。

(相談者への報告)

第18条 防止委員長は、前2条の規定に基づく措置を行った場合には、相談者に対して当該措置の内容を報告するものとする。

(学長の対応)

第19条 学長は、防止委員会から第16条の規定による懲戒処分等の意見具申を受けた場合には、学則、就業規則等の定めるところにより、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

2 学長は、前項の規定により必要な措置を講じた場合には、これを原則として公表するものとする。

3 学長は、前項の公表に当たっては、プライバシーの保護に細心の注意を払わなければならない。

(学外者に対する措置)

第20条 学長は、第16条の規定による懲戒処分等の意見具申を受けた場合であって、キャンパス・ハラスメントを行った者に学外者が含まれているときは、当該学外者に対し、適切な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、学長は、必要があると認めるときは、当該学外者の所属する組織に対して、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

第5章 雑則

(虚偽の申立て等の禁止)

第21条 何人も、相談室への相談、調査委員会による事情聴取その他のキャンパス・ハラスメントに関するあらゆる過程において、虚偽の申立て等をしてはならない。

(秘密保持義務等)

第22条 第4章の規定に基づく手続に関与する者は、その手続において知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 第4章の規定に基づく手続を進めるに当たっては、関係者の人権に配慮し、二次的キャンパス・ハラスメント等が起こらないよう努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第23条 本学の構成員は、キャンパス・ハラスメントに対する苦情の申出、当

該苦情に係る調査への協力その他キャンパス・ハラスメントに関して正当な対応をしたことを理由として、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(解釈指針)

第24条 この規程は、その目的に則して解釈され、及び運用されなければならない。

(規程の改廃)

第25条 この規程の改廃は、防止委員会が発議し、教授会及び研究科委員会並びに常勤役員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 石巻専修大学セクシュアル・ハラスメントの防止に関する規程（平成13年4月1日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程は、平成26年4月1日以後に発生したキャンパス・ハラスメントから適用し、同日前に発生したセクシュアル・ハラスメントについては、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年3月11日から施行する。